

## 指定特定福祉用具販売

### ケアステーション ハピネスはちのへ 運営規程

#### (趣旨)

第 1 条 社会福祉法人ファミリーが開設する特定福祉用具販売（以下『特福販』という）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

#### (事業の目的)

第 2 条 要介護状態にある者（以下『利用者』という）に対し、適正な特定福祉用具販売をおこなうことを目的とする。

#### (運営の方針)

第 3 条 利用者が、その居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具の選定の援助、取り付け、調整等を行い、福祉用具の販売をすることにより、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図る。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

#### (名称及び所在地)

第 4 条 施設の名称及び所在地は次の通りとする。

- (1) 名称 ケアステーションハピネスはちのへ
- (2) 所在地 青森県八戸市新荒町 12-12

#### (従業者の職種、員数及び職務の内容)

第 5 条 施設に勤務する職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

- (1) 管理者 1 人（介護福祉士：常勤兼務）  
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。また、管理者自らも福祉用具販売の相談、提供に当たる。
- (2) 専門相談員 2 人（介護福祉士：常勤兼務）  
(介護福祉士：常勤専従)

専門相談員は、福祉用具販売の相談、提供にあたる。

#### (営業日及び営業時間)

第 6 条 事業所の営業日及び営業時間は次の通りとする。

- ① 営業日 月曜日～土曜日
- ② 営業時間 8：30～17：30

#### (通常の事業の実施地域)

第 7 条 八戸市、五戸町、南部町、おいらせ町、三戸町、階上町、新郷村、田子町の区域とする。

#### (販売価格等)

第 8 条 福祉用具を販売した場合の販売価格は別紙のとおりとし、福祉用具販売が法定代理受領サービスであるときは利用される方の介護保険負担割合証に基づいた負担額とする。

2 福祉用具の搬入に特別な措置が必要な場合は、その実費を徴収する。

- 3 前項の支払いを受ける場合は、利用者又は家族に対して事前に文書で説明した上で同意を得る。

(特定福祉用具販売の提供方法)

第 9 条 特定福祉用具販売の提供方法は、次の通りとする。

- (1) 利用者の心身の状況、希望、置かれている環境を踏まえる。
- (2) 適切に福祉用具が選定されるよう、専門的知識に基づき利用者の相談に応じるとともに、文書にて機能、使用方法、利用料等に関する情報を提供し、個別に同意を得る。
- (3) 納品に当たっては、使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書を利用者に交付し、説明を行ったうえで、利用者に福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行う。

(取り扱う種目)

第 10 条 取り扱う種目は次の通りとする。

- (1) 腰掛便座 水洗ポータブルトイレ
- (2) 自動排泄処理装置の交換可能部品
- (3) 入浴補助用具
- (4) 簡易浴槽
- (5) 移動式リフトのつり具の部分

(秘密保持等)

第 11 条 従業者は正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らさない。

- 2 従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じる。
- 3 利用者及び家族の個人情報を用いる場合は、あらかじめ文書により同意を得る。

(苦情に対する対応)

第 12 条 サービス提供に関して発生した苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情受付担当者を置く。

- 2 苦情を受け付けた場合、改善策を検討するとともに、その内容等を記録する。
- 3 場合により、関係機関等に報告する。

(事故発生時の対応)

第 13 条 サービス提供中に事故が発生した場合は、関係機関・ご家族に連絡するとともに、必要な措置を講じる。また、利用者に対して賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償する。

(記録の整備)

第 14 条 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存する。

(その他運営に関する留意事項)

第 15 条 従業者の質的向上を図るための研修の機会を設け、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後 1 ヶ月以内
- ② 継続研修 年 4 回以上

(身体拘束に対する対応)

第16条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(一部の福祉用具に係る貸与と販売の選択制の導入)

第17条 利用者の過度な負担を軽減しつつ、制度の持続可能性の確保を図るとともに、福祉用具の適時・適切な利用、利用者の安全を確保する観点から、一部の福祉用具について選択制を導入する。

2 具体的には、要介護度に関係なく給付が可能な福祉用具のうち、比較的廉価で、購入した方が利用者の負担が抑えられる者の割合が相対的に高いもので取り扱う種目は次の通りとする。

- (1) 固定用スロープ
- (2) 歩行器（歩行車を除く）
- (3) 単点杖（松葉づえを除く）
- (4) 多点杖

3 福祉用具の適時・適切な利用、利用者の安全を確保する観点から、選択制の導入に伴い、以下の対応を行う。

(1) 選択制の対象福祉用具の提供に当たっては、福祉用具専門相談員が福祉用具貸与又は特定福祉用具販売のいずれかを利用者が選択できることについて、利用者等に対し、メリット及びデメリットを含め十分説明を行うこととともに、利用者の選択に当たって必要な情報を提供すること及び医師や専門職の意見、利用者の身体状況等を踏まえ、提案を行うこととする。

(2) 選択制の対象福祉用具の提供に当たっては、福祉用具専門相談員が、特定福祉用具販売計画の作成後、当該計画における目標の達成状況を確認することとする。また、利用者等からの要請等に応じて、販売した福祉用具の使用状況を確認するよう努めるとともに、必要な場合は、使用方法の指導、修理等（メンテナンス）を行うよう努めることとする。

(附則) この規程は、令和 6年 4月 1日から施行する。